

令和8年（2026年）2月18日

大阪狭山市議会議長
松井康祐様

市民オンブズマン大阪狭山
代表 上谷 元忠
事務局 大阪狭山市半田6丁目973
副代表 荒谷 恵介

紹介議員 小芝 英 俊

市議会への請願、陳情等の規定改善の請願

大阪狭山市議会では規定により意見陳述の時間は請願が5分、陳情が3分と決められています。

しかし、これでは説明する時間が短かすぎて、途中で止められてしまうことが起こります。また、議員が陳述内容を理解しないまま終わってしまう事になりかねません。

現に、せっかく意見陳述の機会があっても、十分に説明が出来ず、これでは意味がないとの意見も多く聞かれます。

一例として、鎌倉市では意見陳述の時間が請願、陳情ともに10分以内となっています。

本市議会での意見陳述の制限時間の見直しを要望します。

また、市議会では陳情は出来るが、その際に議員へ質問が出来ないことになっています。

審議に入った時に、議員の中には陳述の趣旨を十分に理解されていない発言もあり、その場合でも発言議員への質問は許されていません。

過去には、結果として陳情が不採択になった事案さえあります。

意見陳述の際に、必要に応じて議員への質問が出来るよう規定改善を要望します。

